

有田市建設工事等競争契約入札心得

(一般競争入札用)

平成20年10月1日施行 平成22年7月5日改正
平成26年4月1日改正 平成27年4月1日改正
平成27年10月19日改正 平成30年6月6日改正
令和元年9月1日改正 令和2年4月1日改正
令和6年8月1日改正

有田市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札の取扱いについては、条件付き一般競争入札による場合は、有田市財務規則（昭和55年有田市規則第1号）、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成20年10月1日施行。以下「一般競争入札実施要領」という。）、低入札価格調査実施要領（平成15年8月1日施行。以下「低入札要領」という。）及び建設工事総合評価落札方式試行要領（平成19年11月1日施行。以下「総合評価試行要領」という。）に定めがあるものを除くほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 入札条件

- (1) 入札は、入札書（別記第1号様式）、工事費内訳書（別記第6号様式）、総合評価落札方式による入札の場合は総合評価試行要領に基づく各様式、及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札要領に基づく各様式（以下これらを「入札書等」という。）を入札に付する事項ごとに作成し、記名押印のうえ封筒に入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、一般書留郵便若しくは簡易書留郵便により入札公告に示す郵便事業会社に局留めで郵送しなければならない。
- (2) 入札は総価においてすること。
- (3) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (4) 一度提出された入札書等は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、撤回をすることはできない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札の延期又は取り止め等

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。

3 入札書等の不受理

次の各号の一に該当する入札書等は不受理とする。

- (1) 一般書留郵便若しくは簡易書留郵便以外の方法により提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期間によらない入札書等
- (3) 封筒表記の宛先、開札日、工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等
- (4) 封筒表記の入札者の商号又は名称が記載されていない入札書等
- (5) 封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称の

いずれかが複数記載されている入札書等

4 開札

開札は、入札公告に示す日時及び場所において公開して行う。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 同一事項の入札について、入札者が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (3) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札
- (4) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所、商号若しくは名称、住所、又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の記名押印を欠いた入札書による入札
- (5) 金額の記入がない入札書若しくは金額を訂正した入札書による入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (7) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

6 入札の失格

次に該当する入札者は失格とする。

最低制限価格が設定された入札において、最低制限価格に対する入札書比較価格（最低制限価格の110分の100に相当する価格をいう。）未満の入札をした者

7 入札参加資格要件審査

- (1) 技術資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内に提出しなければならない。
- (2) 一度提出された技術資料の書換え、引換え、撤回をすることはできない。
- (3) すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内に提出しなければならない。
- (4) 前各号により提出された技術資料により入札参加資格要件を満たしているか否かの確認を行い、落札候補者を決定する。

8 落札者の決定方法

- (1) 低入札価格調査制度による調査基準価格の設定がない場合
 - ① 総合評価落札方式による入札の時は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価試行要領に基づく審査で評価値が最高の者を落札者とする。
 - ② 総合評価落札方式による入札以外の時は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 低入札価格調査制度による調査基準価格の設定がある場合
 - ① 調査基準価格に対する入札書比較価格（調査基準価格の110分の100に相当する価格を言う。）未満の入札をした者がいない場合は、前号の定めに準ずる。
 - ② 調査基準価格に対する入札書比較価格（調査基準価格の110分の100に相当する価格を言う。）未満の入札をした者がある場合は、前号の定めに準じて決定された者を落札予定者として、低入札要領に基づき調査を行う。調査の結果、当該入札者が失格となった場合は、当該入札者を除き、改めて同号の定めにより落札者を決定する。

9 くじによる落札者の決定

落札者となるべき価格と同価格の入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合は評価値の最高の者）が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、くじの対象となった入札者は、1の(4)によりくじ引きを辞退することはできない。

10 前金払及び中間前金払について

契約金額が1件500万円以上の工事で公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約をした者については、契約金額の10分の4以内の前払金を請求することができる。

なお、前払金希望の有無の意思表示は、落札の決定を受けた後、直ちに行うものとし、後日その意思表示の変更はできないものとする。

工期が120日以上ある工事であって、前払金の支払を受けている場合、有田市公共工事に係る中間前金払取扱要領（平成30年6月1日制定）に基づき、中間前払金を請求することができる。なお、中間前払金の請求は、工期の2分の1以上を経過してからでないとすることができず、また、部分払の請求後においてはそれを行うことができない。債務負担行為にかかる工事にあつては会計年度毎において同様とする。

11 契約の保証について

- (1) 落札者は、契約保証を要する契約（原則、契約金額が500万円以上の建設工事請負契約）の締結に当たっては、次に掲げる保証のいずれか一の保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関等の保証
 - エ 債務不履行を保証する公共履行保証証券による保証
 - オ 債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 前号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（ただし低入札要領に基づく調査を受けた者に係る場合は10分の3）以上としなければならない。

12 その他の必要事項

- (1) 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において事情やむを得ないと認められるときは、この期限を延長することができる。
- (2) 市議会の議決を要する契約については、仮契約書の案を提出しなければならない。
- (3) 前2号において、主たる営業所以外のその他の営業所名で指名通知を受けた事業者が落札し、契約を締結する場合は、指名通知を受けた営業所以外の営業所名で契約を締結することができない。
- (4) 第2号の場合については、市議会の議決があり、本契約確定通知をもって契約が確定する。
- (5) 落札者が第1号に規定する期間内に契約書又は仮契約書の案を提出しないときは、その効力を失う。
- (6) 落札者は、工事の施工に関する次の事項を記載した書面を提出すること。
 - ア 解体工事に要する費用
 - イ 再資源化等に要する費用
 - ウ 分別解体等の方法
 - エ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

- (7) 仕様書等を閲覧する場合は、係員に身分証等を提示し、所定の場所で閲覧すること。

なお、仕様書等が電子データで提供可能な場合は、希望者にCD-Rに電子データを記録する形で配布する。配布を希望する場合は未使用のCD-R(書換可能なものは不可。)又は電子記録媒体を係員に提出すること。

また、仕様書等の閲覧は、当該一般競争入札の参加資格要件を明らかに満たさないと判断される者にはこれをするとはできない。仕様書等の配布についても同様とする。

- (8) 落札者は、落札後直ちに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨を入札執行者に申し出るとともに契約書の案を提出する際に、別記様式4に定める課税事業者届出書又は別記様式5に定める免税事業者届出書を提出しなければならない。

13 工事实績情報サービス(CORINS)、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)及び公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への登録について

500万円以上の工事の請負者はCORINSに、100万円以上の測量調査設計補償業務の受託者はTECRISに登録するとともに、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

また、100万円以上の建築設計等業務の受託者で、PUBDISに登録した場合は、(一社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

登録時期は、工事、業務のいずれの場合も受注時は契約後10日以内、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内、完了時は完了後10日以内とする。

(登録に関する問い合わせ先)

(一財)日本建設情報総合センター (JACIC) コリンズ・テクリスセンター

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル

登録企業担当(コリンズ) : TEL 03-3505-0463 E-mail ct7k@jacic.or.jp

(テクリス) : TEL 03-3505-0440 E-mail tc5k@jacic.or.jp

(一財)日本建設情報総合センター 近畿地方センター

〒540-0037 大阪市中央区内野町2-1-9 シグナスビル6階

TEL 06-6949-3060 FAX 06-6949-3054 E-mail kinky@jacic.or.jp

(一社)公共建築協会 公共建築設計者情報センター(PUBDISセンター)

〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階

TEL 03-3523-0385(PUBDISセンター直通)

14 建設業退職金共済制度について

落札者は、契約締結後に、建設業退職金共済制度による共済証紙を購入したときは、速やかに掛金収納書を契約担当者に提出すること。共済証紙を購入しないときは、その理由書(別記第7号様式)を契約担当者に提出すること。

15 注意事項

入札室内において携帯電話を使用するなど、入札の適正な執行に支障をきたす行為をした者については、退室を命じ、その者の入札を無効とすることがある。

16 その他

業務委託の入札に際しては、本心得を準用して使用する。また、次に掲げるものについては業務委託には適用しない。

- (1) 工事費内訳書に関する規定(業務委託の入札に際しては、内訳書の提出は不要。)

- (2) 中間前金払に関する規定

(なお、業務委託に関する前払金は、契約金額500万円以上の業務委託において請求することとできることとし、その上限額は契約金額の10分の3とする。)

各入札公告及び当該入札に係る仕様書等に記載されている事項は、本入札心得に記載されてい

る事項に優先するものとする。

17 各種様式

入札書、委任状等の様式は別に示す（業務委託の入札に際しては、別記様式の「工事」を「業務」と読み替えるものとする）。